

役員報酬規程改正のポイント

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成21年法律第86号)平成21年12月1日施行関係)

法人名	現 行	改 正 後
国立公文書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 館長 <u>994,000円</u> 理事 <u>843,000円</u> ○ 非常勤役員手当の月額 監事 <u>299,000円</u> ○ 期末手当(12月)における期別支給割合 <u>100分の175</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 館長 <u>991,000円</u> 理事 <u>840,000円</u> ○ 非常勤役員手当の月額 監事 <u>298,000円</u> ○ 期末手当(12月)における期別支給割合 <u>100分の165</u> ○ <u>平成21年12月期の期末手当で調整措置を行う。</u> ○ 平成21年12月1日から適用する。
沖縄科学技術研究基盤整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ① 期末特別手当における期別支給割合 【6月】 <u>100分の160</u> 【12月】 <u>100分の175</u> ② 非常勤役員手当の<u>日額</u> <u>35,077円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 期末特別手当における期別支給割合 【6月】 <u>100分の145</u> 【12月】 <u>100分の165</u> ② 非常勤役員手当の<u>月額</u> <u>142,000円</u> ① 平成22年2月8日から施行する。 ② 平成21年9月1日から施行する。
北方領土問題対策協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事長 948,000円以内で理事長が別に定める額 (別に定めた額 <u>948,000円</u>) 理事 788,000円以内で理事長が別に定める額 (別に定めた額 <u>592,000円</u>) ○ 非常勤役員手当 監事 東京勤務 月額<u>279,000円</u> 監事 札幌勤務 月額<u>185,000円</u> ○ 期末特別手当(12月)における期別支給割合 <u>100分の175</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事長 948,000円以内で理事長が別に定める額 (別に定めた額 <u>944,000円</u>) 理事 788,000円以内で理事長が別に定める額 (別に定めた額 <u>590,000円</u>) ○ 非常勤役員手当 監事 東京勤務 月額<u>278,000円</u> 監事 札幌勤務 月額<u>184,000円</u> ○ 期末特別手当(12月)における期別支給割合 <u>100分の165</u> ○ 特例措置 <u>平成21年12月期の期末特別手当で調整措置を行う。</u> <u>なお、非常勤監事は、12月に支給する役員手当で調整措</u>

	○ 平成21年 <u>6月</u> 1日から施行する。	<u>置を行う。</u> ○ 平成21年 <u>12月</u> 1日から施行する。
国民生活 センター	○ 常勤役員の俸給月額 理事長 <u>944,000円</u> 理事 <u>781,000円</u> ○ 非常勤役員手当の月額 監事 <u>113,000円</u> 監事(理事長が指定する者に限る) <u>462,000円</u> ○ 特別手当の支給割合 <u>100分の200</u> ○ 平成21年9月25日から施行する。	○ 常勤役員の俸給月額 理事長 <u>941,000円</u> 理事 <u>778,600円</u> ○ 非常勤役員手当の月額 監事 <u>112,700円</u> 監事(理事長が指定する者に限る) <u>460,600円</u> ○ 特別手当の支給割合 <u>100分の182</u> (平成21年夏期特別手当の支給割合 100分の85 平成21年年末特別手当の支給割合は100分の97) ○ <u>平成21年年末特別手当(12月)で減額調整を行う。</u> (調整率は0.24%) ○ 平成21年12月1日から施行する。

(参考) 平成21年度人事院勧告のポイント

○月例給については、行政職俸給表(一)で平均0.2%引下げ。指定職は、0.3%引下げ。

○期末・勤勉手当(ボーナス)は、0.35%引下げ。

○平均年間給与は、△15.4万円(△2.4%)となる大幅な引下げ。